令和6年度 こども未来部の運営方針

こども未来部の組織体制

こども政策課 子育て応援課

こども未来部長

森下 路広

基本方針

○ 妊娠・出産・育児まで切れ目のない支援をより充実させるとともに、就学前の子どもに関する事務のワンストップ化により、市民の皆様の利便性向上につなげてまいります。 併せて 子ども・子育てに関する総合的・構断的な施策の立案機能を高めるとともに 円滑な音

併せて、子ども・子育てに関する総合的・横断的な施策の立案機能を高めるとともに、円滑な意思決定を図り、喫緊の課題等に、よりスピード感をもって対応してまいります。

- 幼児政策では「生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育・保育の推進」のため一人ひとりの発達や特性に応じ、家庭との連携を図りながら、子どもの主体的な活動を通じて、よりよく生きるための力のもとの育成に努めます。
- O 核家族化、少子化が進む社会において、多種多様な子育て支援策が求められるなか、児童福祉・母子保健・発達支援が連携し、誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目のない子育て支援に取り組みます。

重点的に取り組む施策・事業

	重点的に取り組む施束・事業	
1	幼児教育・保育の充実 (こども政策課)	3 すべての人に 供販と編祉を 4 質の高い教育を みんなに
状•	###	
取組内容	ての役割を構築するとともに、新園舎建築工事 を進めます。	美施等、公址園とし

安心できる子育て環境の整備 (こども政策課)





おおぞら認定こども園の運営形態については、より良い園を目指 し、令和3・4年度において「公立認定こども園運営形態懇話会」 を開催し、それぞれの立場から意見をいただき、運営形態について 現検討してきました。これらの検討結果を踏まえ、本市の方針として | 大||民営化することとし、保護者の不安を解消するため、市が運営に関 与することができる「公私連携制度」を活用することとしました。 令和5年12月に公募型プロポーザル方式により移管法人を決定し **題**たため、今後は円滑な移行ができるよう、準備を進めていく必要が

令和7年4月からの民営 達化に向け、法人からの職 **|成**|員の受入れ、合同保育を | 目 | 実施し、令和7年度から 標の法人への職員の派遣体 制を整えます。

令和7年4月の民営化に向け、市保育士等の派遣協議、合同保育 組の実施、引継ぎ等を進めていきます。

「こども計画」の策定 3 (こども政策課)

あります。

内

内

内 容



令和5年4月、こども基本法の施行に伴い、国は「こども大綱」 策定の義務化、都道府県・市町村は、「こども大綱」を勘案しての 「こども計画」の策定が努力義務化され、本市においても、これら **|現|**趣旨を鑑み、本計画を策定することとしています。

本計画は、既存の各こども施策に関する計画を一体のものとして 策定できることから、今後は、令和6年度に計画期間が満了する |課|「子ども・子育て支援事業計画」の更新も踏まえ、本市の「こども **|題**|計画」策定に向けて進めていく必要があります。

子ども・子育て会議を開 催し、こども計画を策定 します。

「こども計画」内の各こども施策に関する体系を決定し、令和7 **組**年4月の計画期間開始に向けて策定します。

「こども家庭センター」事業の充実 4 (子育て応援課)









児童福祉法の改正により、市町村において、「子ども家庭総合支 |援拠点(児童福祉)」と「子育て世代包括支援センター(母子保 健)」の機能を一体化し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一 現体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務化 **状**されました。本市においても、これら趣旨を鑑み、令和6年4月、 「こども家庭センター」を設置し、切れ目のない支援を実施するこ ととしています。

- 今後も、相談対応、サポートプランの作成等、「こども家庭セン ター」としての機能を充実させる必要があります。

こども家庭センターとしての機能をさらに充実させるため、家庭 |組|支援に係る新たな事業を実施していきます。

個々の家庭の課題・ニー **達**ズに応えるために、必要 なサービスや地域資源を 組み合わせ、「サポート プラン」を23件以上作成 し、継続的なマネジメン トを実施します。